

豊中市介護保険事業者業務管理体制整備確認検査実施要領

(目的)

第1条 この要領は、豊中市介護保険事業者業務管理体制整備確認検査実施要綱に基づき、業務管理体制の整備に係る確認検査の実施方法等の必要な事項を定め、円滑な処理を図ることを目的とする。

(対象、実施方法及び結果通知等)

第2条 一般検査及び特別検査の対象、実施方法及び結果通知等については、次のとおりとする。

1 一般検査

(1) 対象

豊中市介護保険事業者業務管理体制整備確認検査実施要綱の第1条に掲げる介護保険事業者（以下、同じ）を対象とし、定期的（おおむね6年に1回）に業務管理体制の整備及び運用状況の報告等を求めるものとする。

(2) 実施方法

① 届出内容の確認

届出内容の確認に当たっては、「業務管理体制の整備に関する届出内容の確認について」により介護保険事業者に通知し、書類等の提出を求め、書面検査等により業務管理体制の整備及び運用状況を確認する。

また、必要に応じて、実地指導等の実施時に合わせて、必要な事項について事業所等において確認を行う。この場合、事前に実施の根拠法令、実施日、実施時間、実施場所、検査担当者、確認検査の方法及び準備すべき書類等を「業務管理体制の整備に関する届出内容の確認検査の実施について」により通知する。

② 改善指導

①の業務管理体制の報告等で不備が認められた場合、事業者の役職員等から業務管理体制の運用状況等を聴取する。

また、改善が必要な事項が見受けられる場合は、「業務管理体制に関する届出内容の確認結果について」により通知し、改善報告については、「業務管理体制に関する改善報告書（届出等確認結果）」の提出により改善状況を報告させるものとする。

③ 立入検査の実施

ア ②で業務管理体制の改善を求めたにもかかわらず、改善が見込まれない場合、立入検査を実施し、業務管理体制の運用状態を検証する。この場合、事前に実施の根拠法令、実施日、実施時間、実施場所、検査担当

者、立入検査の方法及び準備すべき書類等を「業務管理体制の整備に関する立入検査の実施について」により通知するものとする。

ただし、実効性のある実態把握の観点から必要と認められる場合には、あらかじめ通知しないことができるものとする。

イ 検査は原則として2名以上の職員で行う。

ウ 検査は実施場所において、当該介護保険事業者から事前又は当日に提出を受け又は閲覧に供された書類等を審査するとともに、当該介護保険事業者の役職員から説明を求め、面談方式により実施する。

エ 検査において、当該介護保険事業者の役職員から説明を受けた事項について、必要があると認められるときは、「立入検査における確認調書」を作成するとともに、聴取した相手方から署名を得るものとする。

④ 立入検査の結果等

ア 検査終了後、検査担当者は「業務管理体制確認立入検査結果報告書」を作成し、豊中市長に報告するものとする。

イ 立入検査の結果、改善を要する事実が認められた場合は、第3条に定める行政上の措置などを行うものとする。

2 特別検査

(1) 対象

指定事業所等の指定取消処分相当事案が発覚した場合に、当該介護保険事業者に随時に実施する。

(2) 実施方法

前項(2)③の一般検査における立入検査の実施方法と同様とする。

(3) 立入検査の結果等

前項(2)④の一般検査における立入検査の結果等と同様とする。

(立入検査後の行政上の措置等)

第3条 立入検査の結果、法第115条の32第1項に規定する基準（以下「厚生労働省令で定める基準」という。）の違反等が認められた場合には、法第115条の34に掲げる「勧告、命令等」の規定に基づき、行政上の措置を行うものとする。

(1) 勧告

① 厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認められるときは、当該介護保険事業者に対し、「業務管理体制の整備について（勧告）」により基準を遵守すべきことを、勧告することができる。

② 勧告を受けた介護保険事業者は、豊中市長が定める期限内に、勧告に係る是正措置等について、「業務管理体制の整備に関する勧告事項改善報告書」により報告を行うものとする。

③ 勧告を受けた介護保険事業者が、勧告したことに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(2) 命令

① 介護保険事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該介護保険事業者に対し、豊中市長が定める期間内に、その勧告に係る措置をとるべきことを、「業務管理体制の整備について（命令）」により命令することができる。

② ①に係る命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

③ 命令を受けた介護保険事業者は、豊中市長が定める期限内に、命令に係る是正措置等について、「業務管理体制の整備に関する命令事項改善報告書」により報告を行うものとする。

2 前項(1)(2)に規定する行政上の措置に相当する事実が認められない場合であつて、引き続き改善が必要と認められる場合については、「業務管理体制の整備に関する立入検査の結果について」により通知し、改善報告については、「業務管理体制の整備に関する改善報告書（立入検査結果）」の提出により、改善状況を報告させるものとする。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、業務管理体制の確認検査に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成25年8月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から実施する。